

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	1 / 12

# 重要事項 説明書

社会福祉法人 青森社会福祉振興団

みちのく訪問看護ステーション

(介護予防訪問看護)

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	2 / 12

## 介護予防訪問看護重要事項説明書

介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第48条、第66条に基づいて、事業者として利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 担当職員

氏名	太田 陽江 (オオタ アキエ)
連絡先	☎ 0175-23-6000

※ ご不明の点は、何でもお尋ねください。

### 2 事業所の概要

事業所名	みちのく訪問看護ステーション
所在地	青森県むつ市十二林17番1号
指定番号	青森県 0260890009号
管理者役職・氏名	管理者 太田 陽江
連絡先	☎ 0175-23-6000 FAX 0175-23-6019
サービス提供地域	むつ市

### 3 職員の状況

職種	資格	常勤	非常勤	兼務	合計	業務内容
管理者	看護師	1名		訪問看護員	1名	業務の管理、職員の管理
訪問看護員	看護師	1名		管理者	6名	利用者の保健衛生
		1名	3名			
	—					
理学療法士	理学療法士	—			名	訪問リハビリ
	作業療法士	—				
事務員		1名			1名	事務業務

### 4 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
定休日	土曜日、日曜日、12月31日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	3 / 12

## 5 介護予防訪問看護サービスの方針等

- (1) 可能な限り居宅において、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携が図れるように配慮してサービスを提供します。

## 6 介護予防訪問看護サービスの内容

### (1) 訪問看護

#### ①治療のための看護

床ずれなどの処置の他、尿の管や、栄養補給のために管を入れている方の管理と指導を行います。

#### ②日常生活の看護

日常生活における洗髪清拭や入浴のお世話、食事の指導、排泄の援助等をいたします。また、床ずれが出来ないように予防の指導も行います。

#### ③健康相談

血圧、呼吸、脈拍などの測定を行い日々の健康管理をします。医療に対する不安な心の相談と援助を行います。また日々の服薬の指導を行います。

#### ④介護相談

家族の支援として介護者の健康管理、介護、日常生活に関する相談をお受けいたします。

#### ⑤終末期の看護

終末期をご自宅で過ごされたい利用者の方に、症状の緩和などの終末期看護を行います。

#### ⑥認知症患者の看護

認知症の相談と援助を行います。

#### ⑦在宅リハビリテーション

在宅において、様々な体位交換や関節の運動の指導を行います。また、日常生活動作（食事、排泄、移動、歩行）の訓練をいたします。

#### ⑧看護に関する全般的な相談等

#### ⑨記録

サービスを提供した際には、主治医に報告する義務がある為、またサービス事業所間の密接な連携を図るため、提供した具体的なサービス内容、心身の状態等その他必要な事項を記録します。なお、利用者から申し出があった場合、文書その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供します。

## 7 居宅療養管理指導

日頃の体調、病気に関する不安や悩みを解決できるよう、きめ細かな相談を承ります。

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	4 / 12

## 8 利用料金

(イ) 介護保険のサービスを行っております。

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合、利用者のご負担は所定介護報酬の介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者のご負担となります。

※ 詳しくは料金表を参照してください。

(ロ) 医療保険対応のサービスも行っております。医療保険に関しては、利用料、個人負担額の割合に個人差があります。

※ 24時間体制となっているので、介護保険または医療保険にて加算料金をいただきます。

※ このほかに死亡時の処置料として11,000円がかかります。

※ 料金表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、利用者のご同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。（\*厚生労働省で定められた基準に従い実施されます。）

※ 2時間を超える訪問料として、30分あたり500円の加算料金をいただきます。

※ 営業日外の訪問看護料として、午前8時30分から午後5時30分までは30分あたり500円の加算料金を頂く場合があります。

但し保険内で夜間・早朝、深夜加算発生する場合を除く。

※ 中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算として、5%の加算料金をいただきます。

※ キャンセル料金 キャンセルの場合は訪問予定日前日15時までに連絡をお願いします。15時以降は利用料金分のキャンセル料(1回の訪問分)が発生します。

### (2) 交通費

通常のサービス提供地域へのサービスの提供は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供の場合には、交通費として1回につき2,000円の支払いが必要となります。

### (3) その他

①利用者のお住まいで、サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

②訪問看護サービスに伴い、日常生活上必要な物品および衛生材料は実費負担となります。

### (4) 医療費控除について

訪問看護サービス利用者は、介護保険制度下での他の居宅介護サービス事業所（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護等）からの利用者へ交付する領収書で医療費控除の適用となります。

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	5 / 12

## 9 介護保険法の改正

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、当事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

## 10 料金の請求及び支払い方法

(1) 月利用分の請求書を翌月 13 日迄に発送いたします。なお、領収書は口座振替確認後、翌月の請求書に同封いたします。また、利用者の都合により領収書の再発行を希望される際は 1 件につき 1,000 円を現金にてお支払い頂くこととなりますので、大切に保管してください。

(2) 料金のお支払いは口座振替にてお願いします。

## 11 サービスの利用方法

### (1) サービスの開始

まずは電話でお申し込みいただければ、当事業所の職員がお伺いいたします。

利用者からサービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問看護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日までにお申し出下さい。

また、当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は即刻サービスを終了することができます。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

事業所の休止・廃止や人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合には、当事業所はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

（事前に協議の上、最寄りの他の訪問介護事業所をご紹介します。）

#### ③自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設または医療保健施設に入居または入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合  
（介護保険でのサービスは中止となりますが、医療保険にてのご利用が可能です。）
- ・利用者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失された場合
- ・当事業所が解散あるいは破産した場合
- ・当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	6 / 12

#### ④その他

事業者は、以下 a, b の場合は、文書で通知することにより、協議の上サービスを終了させていただく場合があります。但し、c, d の場合は、文書で通知することなく即刻サービスを終了いたします。

- a. サービス利用料金の支払いが定められた期日までになされず、遅延回数が通算3回になった場合。
- b. 利用者がサービス利用料金の支払いを、サービス利用月の月末から2カ月遅滞した場合には督促状を発行します。催告後、7日以内に支払わない場合。
- c. 利用者またはその家族等が、当事業所又は事業所の職員もしくは他の利用者等に対して以下の禁止行為を繰り返す等生命、身体、人格、財産、信用等を傷つけ、又はその人権を侵害した事により、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
  1. 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為：叩くなど）
  2. 精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為：暴言・大声を発する・怒鳴る・いやがらせ・誹謗中傷など）
  3. セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為：必要もなく手や腕をさわる・性的な発言など）
  4. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。
- d. 利用者及びその家族等と、当事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。

#### 1 2 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 当事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
- (2) 当事業所は、そのサービス提供上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
- (3) 当事業所及びその職員は、必要な範囲において利用者及びそのご家族等の個人情報を取扱い致します。なお、利用者及びそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
- (4) 第1項及び第2項に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	7 / 12

### 1.3 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡ください。

苦情・相談窓口	受付担当者 太田 陽江 (オオタ アキエ) 対応時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ☎ 0175-23-6000 FAX 0175-23-6019
---------	--

○次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

むつ市役所 介護福祉課	所在地 青森県むつ市中央一丁目8番1号 ☎ 0175-22-1111 介護福祉課 介護保険グループ
青森県国民健康 保険団体連合会	所在地 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル3階 ☎ 017-723-1336 FAX 017-723-1088

### 1.4 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 青森社会福祉振興団
代表者役職・氏名	理事長 中山 辰巳
所在地	青森県むつ市十二林11番13号
連絡先	☎ 0175-23-1600 FAX 0175-23-1601
事業所数	特別養護老人ホーム…3カ所 ケアハウス…1カ所 単独型短期入所施設…1カ所 認知症対応型デイサービスセンター…1カ所 認知症対応型グループホーム…1カ所 訪問介護ステーション…1カ所 訪問看護ステーション…2カ所 ヘルパースクール…1カ所 居宅介護支援事業所…3カ所 在宅介護支援センター…1カ所 地域包括支援センター…1カ所 クリニック…1カ所 デイケアセンター…2カ所 訪問リハビリテーション…1カ所 フードセンター…1カ所

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	8 / 12

#### 1.5 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。とった処置については、必要に応じて市町村に連絡し、記録するとともにその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

医療機関等	(医療機関名)	☎
	(主治医名)	

緊急連絡先	①	氏名	
		住所	
		電話番号	
		続柄	
	②	氏名	
		住所	
		電話番号	
		続柄	

#### 1.6 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

#### 1.7 損害賠償について

- (1) 当事業所において、当事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当事業所の損害賠

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	9 / 12

償責任を減じる場合があります。

- (2) 当事業所は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。
- ①利用者（そのご家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合。
  - ②利用者（そのご家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合。
  - ③利用者の急激な体調の変化等、当事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して障害が発生した場合。
  - ④利用者が、当事業所もしくは職員の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して障害が発生した場合。
- (3) 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- (4) 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。
- (5) 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
- (6) 利用者またはそのご家族等は、利用者またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、当事業所の職員の生命、人格、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

#### 1 8 自然災害等に伴うサービスの変更

地震、津波、大雨、強風等により、サービスの提供が困難と判断した場合は、必要な期間、サービスの一時停止または、サービス提供日時の変更を行います

#### 1 9 身元保証人

- (1) 訪問看護サービスの利用開始にあたり、利用者は確実な保証能力を有する者 1 名を保証人に定めるものとします。
- (2) ここで定める保証人は、連帯保証人を兼ねる者とし、この書面に基づく利用者の当事業所に対する権利の行使と義務の履行について、利用者と連携して行うとともに、次の各項に定める事項について、当事業所に対し、または利用者に代わって履行の責めを負うものとします。
  - ①この書面の締結手続き
  - ②利用料金の支払い
  - ③その他、利用者のサービス利用に係る一切の事項
  - ④保証人を変更する場合の当事業所への通知

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	10 / 12

## 20 連帯保証人

- (1) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- (2) 前項の負担は、極度額 40 万円を限度とします。
- (3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、延滞なく、利用料等の支払状況や延滞金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします。
- (4) 連帯保証人において、本契約上の連帯保証人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、利用者は新たな連帯保証人を選定し、本施設に通知するものとします。

## 21 協議事項

- (1) この書面に定めのない事項については、介護保険法の関係法令に従い、利用者及び保証人と当事業所の協議により定めます。

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	11 / 12

【説明確認欄】

年 月 日

上記重要事項について説明しました。

事業者 住所 青森県むつ市十二林17番1号  
名称 みちのく訪問看護ステーション  
(説明者) 職名  
氏名

上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

利用者 住所  
氏名

(署名代行者)

(続柄)

※成年または任意後見人の場合は、以下に記載

成年後見人 住所

任意後見人

(該当の場合レ点) 氏名

身元保証人及び連帯保証人として利用者と同様、上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

身元保証人 住所  
(兼連帯保証人)

氏名

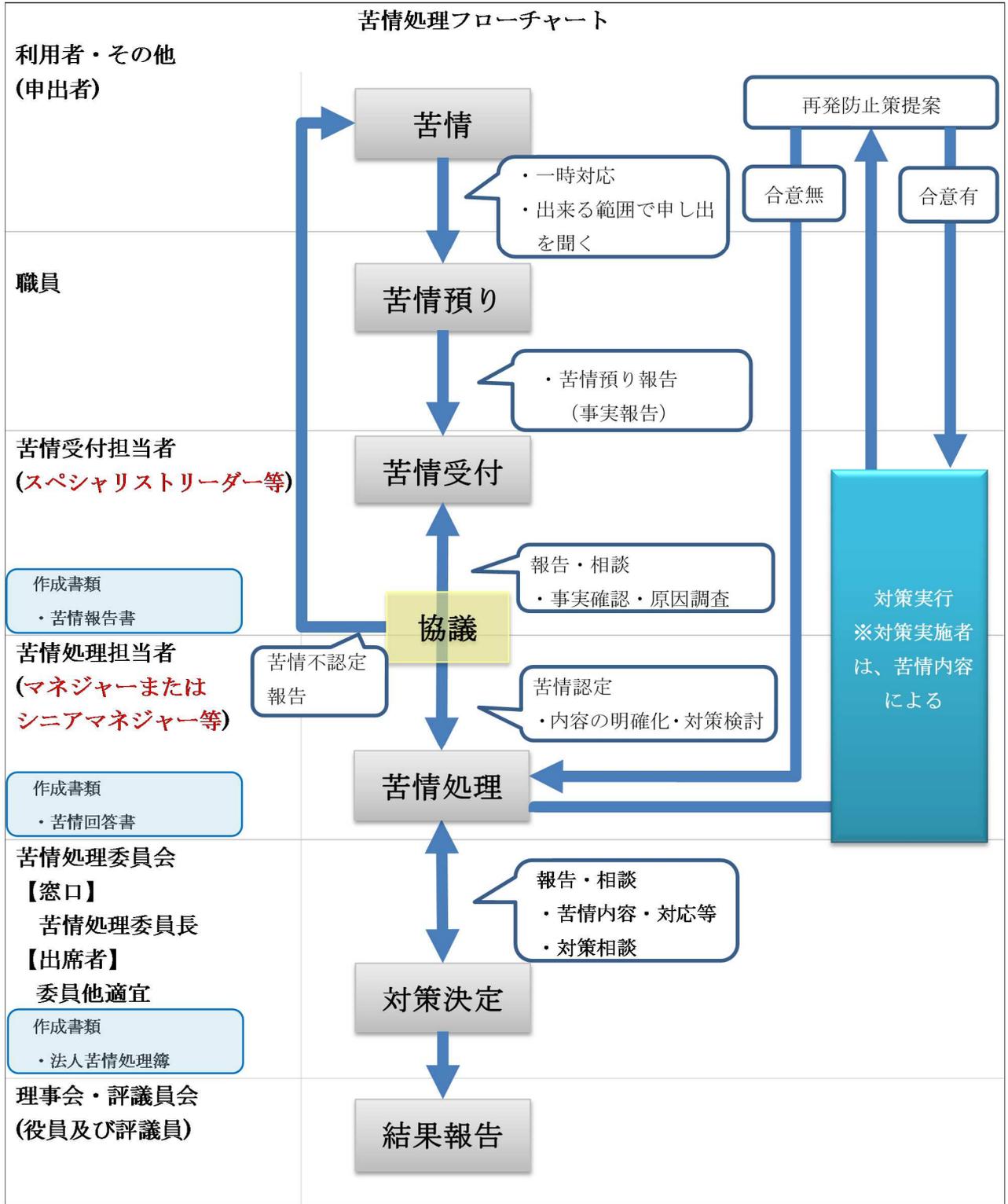
続柄

連帯保証人 住所

氏名

続柄

文書番号	訪看-52	重要事項説明書	最新版記号	X
主管部署	訪問看護		ページ数	12 / 12



※適宜、管理職戦略会議及びサービス向上委員会に報告すること